

# 参照条文：資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

R3.9.30WGヒアリング 事務局提出資料

⑤一般社団法人によるデジタル通貨の発行

## ○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

### 第三章 資金移動

#### 第一節 総則

##### （登録の拒否）

**第四十条** 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 株式会社又は外国資金移動業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの
  - 二 外国資金移動業者にあつては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人
  - 三 資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない法人
  - 四 資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人
  - 五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人
  - 六 他の資金移動業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の資金移動業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人
  - 七 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
  - 八 この法律、銀行法等若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人
  - 九 他に行う事業が公益に反すると認められる法人
  - 十 取締役若しくは監査役又は会計参与（外国資金移動業者にあつては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
    - イ 心身の故障のため資金移動業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
    - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
  - 八 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
    - 二 この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ホ 資金移動業者が第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者
- 2** 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

# 参照条文：資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

## 第四章 資金清算 第一節 総則

### （免許の基準）

**第六十六条** 内閣総理大臣は、前条第一項の免許の申請があったときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、資金清算業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。
- 二 資金清算業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、資金清算業に係る収支の見込みが良好であること。
- 三 その人的構成に照らして、資金清算業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

**2** 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は免許申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

- 一 株式会社又は一般社団法人（これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る。）でないもの

- イ 取締役会又は理事会

- ロ 監査役、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。）又は監事

- ハ 会計監査人

二 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人

三 この法律若しくは銀行法等又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

四 取締役等（取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

- イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 資金清算機関が第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消の日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者